

概要

- 現行の第7次東京都保健医療計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間
 - 令和3年7月に中間見直しを実施
- ⇒ 令和5年度において、第8次東京都保健医療計画の策定を行う。

検討スケジュール

(第8次東京都保健医療計画策定スケジュール(全体))

<令和5年度>

- | | |
|----------|----------------------------------------|
| ・～7月頃 | 各疾病・事業ごとの協議会・・・各疾病・事業ごとの計画内容の検討 |
| ・8月頃～12月 | 東京都保健医療計画改定部会・・・各疾病・事業ごとの計画内容・骨子・素案の検討 |
| ・1月 | パブリックコメント、関係団体及び区市町村への意見照会 |
| ・3月 | 医療審議会(諮問・答申) |

参考

第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ(抄)(令和4年12月28日第8次医療計画等に関する検討会)

1 医療計画全体に関する事項

3 医療従事者の確保等の記載事項について

(2) 医師以外の医療従事者の確保について

③ 看護職員の確保について

看護職員の需給の状況は地域(都道府県、二次医療圏)ごとに差異があることから、都道府県ナースセンター等の関係者との連携に基づき、都道府県・二次医療圏ごとの看護職員確保に係る課題を把握し、看護師等養成所による養成、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」(令和6年度運用開始予定等)を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援、医療機関の勤務環境改善による離職防止など、新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組を推進していく。

また、地域における訪問看護の需要の増大に対応するため、地域の実情を踏まえて、地域医療介護総合確保基金の活用や都道府県ナースセンターにおける取組の充実など、訪問看護に従事する看護職員を確保するための方策を定める。

感染症の拡大に迅速・的確に対応するとともに、医師の働き方改革に伴うタスクシフト/シェアの推進のため、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進していく。特定行為研修に係る指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画の策定を必須とするとともに、医道審議会看護師特定行為・研修部会における議論に基づき、都道府県ごとの特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標を設定する。なお、これらの目標を設定する際には、可能な限り二次医療圏ごとや分野・領域別の設定を検討する。